

## 市税等および各種使用料の納税・納入は 便利で確実な口座振替・自動払込がお勧めです

市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、長寿医療制度保険料（後期高齢者医療保険料）、水道および下水道使用料、市営住宅使用料の納税・納入は、口座振替・自動払込のご利用をお勧めしています。

また、これまで「納税組合」に加入していた皆様も「納税組合」の廃止により、直接金融機関の窓口または市役所窓口（出張所を含む）で納税・納入して頂くことになりましたので、未だ手続きをされていない方は口座振替・自動払込のご利用をお勧めします。

### ☆ 口座振替・自動払込をご希望の方は手続きが必要です。

手続は、希望口座の市内各金融機関の窓口または市役所税務課窓口（出張所を含む）で行ってください。

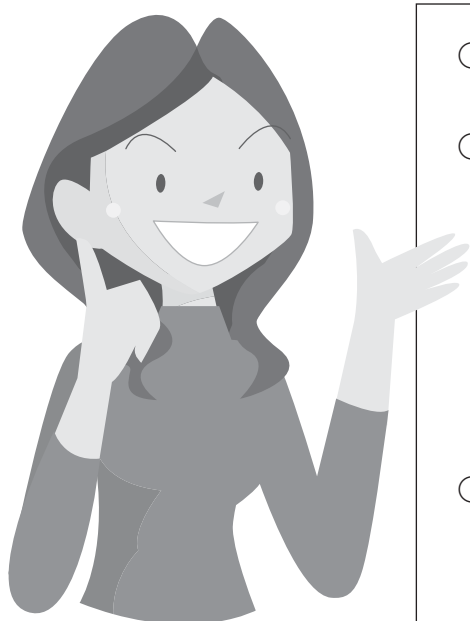
・手続きに必要なもの 希望口座の通帳、届出印

### ☆ 長寿医療制度保険料（後期高齢者医療保険料）の 口座振替・自動払込は、新たに依頼手続きが必要となります。

これまで国民健康保険税を口座振替・自動払込されていた方で、長寿医療制度（後期高齢者医療保険料）に移行された場合は、新たに手続きが必要となります。

### ☆ 既に口座振替・自動払込されている方で、固定資産の所有者が 変更になった場合は税務課までお問い合わせ下さい。

#### 《口座振替・自動払込手続きの注意点》



- 手続きが完了した翌月末納期分から口座振替・自動払込を開始します。
- 納税納入義務者は、国民健康保険税と長寿医療制度（後期高齢者医療保険料）・介護保険料とで異なる場合があります。国民健康保険は世帯主の方、長寿医療・介護は加入者が納税納入義務者となります。（世帯主が国保加入者でなくても、世帯員に国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者となります。）納税納入義務者を確認のうえ、手続きを行ってください。固定資産税においては、土地・家屋の所有者が納税義務者になります。
- 国保税・長寿医療（後期高齢者保険料）・介護保険料が年金から天引きされている方は手続きの必要はありませんが、何らかの理由で天引きされなくなった場合には手続きが必要になります。

問い合わせ先／税務課 ☎82-9512（直通）